

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年7月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、後方視野確認支援装置等の安全装置(以下「装置」という)を導入した場合、その費用の一部を助成することにより、交通事故の防止対策に資するとともに、装置の普及を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに装置を導入する貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者)にあっては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る(以下「事業者」という)とする。

(助成対象装置)

第3条 助成対象となる装置は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が認めるメーカー・型式とし、次に示す(1)(2)(3)とする。また、(4)については、全ト協が定めた能力(締め付け能力)とする。

(1) 後方視野確認支援装置(別表 助成対象一覧)

後方視野確認支援装置は、次に示す機能を有するものとする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること
- ② 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること
- ③ 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること

なお、この装置の助成は、モニター及びカメラ同時導入の場合に限る。

(2) 呼気吹き込み式アルコールインターロック(別表 助成対象一覧)

呼気吹き込み式アルコールインターロックは、国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(3) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(別表 助成対象一覧)

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、別に定める基準を満たす通信機器を有し、又は携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できるものとする。

なお、この装置の助成は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限る。

(4) 大型車用トルクレンチ(助成対象は600N・m以上の締め付け能力を有するもの)

車両総重量8t以上の事業用自動車が設置されている事業所に限る。トルクセッター型インパクトレンチを含む。

(助成金額)

第4条 助成金額は、第3条(1)(2)(3)については、購入価格(消費税を除く)の額とする。ただし、1機あたり5万円を上限とし、1事業者計10機を限度とする。

また、第3条(4)の大型車用トルクレンチについては、購入価格(消費税を除く)の2分の1の額とする。ただし、1機あたり5万円を上限とし、1事業者5機を限度とするが、同一事業所には1機を限度とする。大型車用トルクレンチの限度5機は、第3条(1)(2)(3)の限度計10機と重複しない。

なお、第3条(1)(2)(3)及び(4)について、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

2 当該装置が、「アルコールチェッカー機器導入促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金を交付しない。

(助成金交付の申請)

第5条 事業者は、受付期間中に助成対象装置を導入する場合、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申

請書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】※大型車用トルクレンチは様式1の2

受付期間は、令和8年4月1日から令和9年2月5日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金交付の決定)

第6条 宮ト協は、前条による助成金交付の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、助成金交付すべきものと認めた時は、様式2「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。

なお、宮ト協は、通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第7条 事業者は、装置の導入が完了した時は、令和9年2月26日までに、様式3「安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

※大型車用トルクレンチは様式3の2

(助成金の交付)

第8条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後に申請内容の変更もしくは取下げる場合、様式4「安全装置等導入促進助成金交付申請[変更・取下]届出書」を提出し、様式5「安全装置等導入促進助成金交付申請[変更・取下]承認通知書」により承認を得るものとする。

(助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分の制限)

第11条 事業者は、助成金交付対象となった装置の導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告の義務)

第12条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第13条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和8年4月1日から施行する。